

ノルウェー、ナイロビ国際条約（海難残骸物除去条約）の批准に向けて準備

こちらは、英文記事「[Norway prepares for ratification of the Nairobi Wreck Removal Convention](#)」（2019年6月12日付）の和訳です。

最近、ノルウェー議会は、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（WRC）を批准すること、また、WRCを自国の排他的経済水域（EEZ）だけでなく自国領海にも適用することを決定しました。



さらに、ノルウェー議会は、WRCの批准後に同条約を自国の法律に組み入れるための法案も可決しています。

2018年12月に可決された上記法案では、予想どおり、二重体制が取り入れられる予定となっており、海難残骸物の除去に関する国内規則が継続して適用される一方、WRCの規則が国内規則と平行する形で導入される予定です。

二重体制

ノルウェー当局は、二重体制の下、海難残骸物の除去について、具体的事例ごとに自国の海事法に組み込んだWRCに基づいて命じるか、自国の港湾及び河川法（Harbour and Waterways Act）や汚染防止法（Pollution Act）で規定されている現行の国内規則に基づいて命じるかを選択することになります。

顕著な相違点

既存の国内法とWRCには多数の相違点が見られます。例えば、国内法は広く厳格責任を定め、責任を負う当事者についてWRCよりも広く定義しています。一方、WRCは責任の所在を登録船主に限定しています。さらに、WRCでは、環境上の懸念に基づいて海難残骸物の除去を命じる際の基準を、海難残骸物が「海洋環境に重大な危険を及ぼす、または一つ以上の締約国の海岸線または関連する権利に損害をもたらす可能性がある」と合理的に予想される場合と定めています。一方、ノルウェーの汚染防止法は、WRCよりも基準が低く、海難残骸物が環境に「損害または不便」を及ぼす「可能性がある」だけで除去を命じるには十分と規定しています。もう一つの相違点は、WRCに基づく

賠償請求が、WRC に従って危険要素が特定されてから 3 年後に時効となる点です。ノルウェーの汚染防止法では、賠償に関する行政上の最終決定が下された日から 5 年後が時効となっています。これらの相違点が実際にどのように運用されるかについては、現時点では明らかになっていません。

直接請求権

さらに、WRC の批准により、船主には、海難残骸物除去の責任に関して保険を付保する義務が生じることになります。これにより、当局は登録船主の保険者に対して直接、海難残骸物除去費用の賠償を要求することが認められるようになるでしょう。賠償請求を行うにあたっては、除去費用を実際に請求者が負担している必要があり、保険者は、適用のある国際制度に基づき責任を制限できる船舶所有者の権利によって、自らの責任を限定できます。現行の法律では賠償の直接請求権が定められていないため、WRC の下でより厳格な要件を満たすことを条件に、WRC に基づく直接賠償請求が行われることが予想されます。ただし、海難残骸物を除去する義務は保険者に強制できない点に注意が重要です。というのも、保険者の責任は金銭的補償に限定されているからです。

発効

新たに可決された法律の発効を前に、強制保険証明書に関する規則など、特に実務面に関連するさまざまな規則の採択が待たれています。同様の理由により、WRC の正式な批准についても足踏みが続いています。WRC の批准については、近い将来行われる可能性が見込まれています。

オスロの Wikborg Rein 法律事務所より、同法律事務所の 6 月の「Update」に掲載中の当記事の転載を許可いただいています。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。